

立川市環境学習講座等企画及び運営業務委託（複数年）

公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本市では、第3次環境基本計画を策定し、暮らしの中での身近な環境への取組から、地球的な規模の環境への取組までを地域一丸となって推進することで、市民が安全・快適に暮らすことができるよう、環境施策に総合的に取り組むことを掲げている。

本業務では、誰もが参加したくなる講座等を実施する事で、地域における環境学習の機会の確保や、環境意識の向上・行動変容、さらには環境行動の担い手の育成につなげることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 件名

立川市環境学習講座等企画及び運営業務委託（複数年）

(2) 内容

別紙「立川市環境学習講座等企画及び運営業務委託（複数年）仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という。）のとおり。仕様書（案）及び本プロポーザルの提案内容を踏まえて、業務内容を決定するものとする。

(3) 期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日までとする。

(4) 提案限度額

8,151,000円（消費税及び地方消費税を含む。）（債務負担行為3年間）

各単年度：2,717,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格条件

本業務のプロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 「参加申込書」提出時点で立川市競争入札参加資格登録をしている者又は契約締結時まで登録が見込まれる者。なお、登録業種はその他の業務委託等とする。
- (2) 立川市競争入札等参加停止基準（平成8年7月1日市長決定）の規定による参加停止の措置を現に受けていない者
- (3) 立川市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年立川市要綱第82号）のいずれにも該当しない者
- (4) 過去10年以内に自治体から環境学習にかかる講座やイベント企画等の業務について受注した実績があること

4 選定条件

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式（価格非考慮型）

(2) 選定方法

プロポーザル参加申込書を提出した事業者について、上記「3 参加資格条件」に

より参加資格の有無を審査する。その後、参加資格を満たした事業者から企画提案を募集し、立川市環境学習講座等企画及び運營業務委託（複数年）プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い、優先交渉権者を1者選定する。

5 スケジュール

内 容	日 程
公募開始	令和8年 4月17日（金）から
参加申し込み締切	5月8日（金）（必着）
参加資格確認結果通知	5月13日（水）
質問締切	5月15日（金）午後5時まで
質問回答	5月20日（水）
企画提案書提出締切	5月29日（金）（必着）
第一次審査（書類審査）	6月16日（火）
第一次審査結果通知	6月23日（火）（予定）
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	6月30日（火）
第二次審査結果通知	7月3日（金）（予定）

6 公募要領・様式等の入手方法

公募に関する資料・様式は、立川市ホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口での配布は行なわない。

立川市ホームページ (<https://www.city.tachikawa.lg.jp/>) > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 案件公表 > 「立川市環境学習講座等企画及び運營業務委託（複数年）にかかわる公募（プロポーザル）」に掲載する。

7 申込及び受付

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、受付期間内に提出書類を提出すること。

(1) プロポーザル参加申込書の受付期間及び提出先

- ① 受付期間 令和8年4月17日（金）～5月8日（金）（必着）
- ② 提出先 「13 本プロポーザルの事務局」に記載された場所へ持参又は郵送すること。なお、郵送過程における紛失、毀損、遅延等の事故については、市は一切の責任を負わない。

(2) 提出書類及び部数

- ① 様式1（プロポーザル参加申込書） 1部
- ② 様式2（提案者の概要） 11部
- ③ 様式3（業務実績） 11部

（様式3については、第一次審査において審査対象とする。）

(3) 参加資格確認結果

- ① 通知日 令和8年5月13日（水）

上記「3 参加資格条件」により参加資格の有無を審査し、電子メールにてその結果を通知する。

8 質問及び回答

企画提案書、その他応募するために必要な提出資料（以下「企画提案書等」という。）の作成及び提出に関する質問がある場合は、様式4（質問書）を受付期間内に提出すること。なお、質問に対する回答は、参加資格を認めたすべての事業者に対して行い、期間外及び個別の問い合わせに対する回答は行わない。

（1）質問書の提出方法及び受付期間

① 提出方法

質問書を電子メールに添付して、「13 本プロポーザルの事務局」に記載されたメールアドレス宛てに送信すること。

送信の際は、件名の冒頭に「【立川市環境学習講座等企画及び運営業務委託（複数年）】（事業者名）」を明記すること。送信後は必ず、本プロポーザルの事務局へ電話により受信確認を行うこと。

② 受付期間

令和8年4月17日（金）から令和8年5月15日（金）午後5時まで

（2）回答

① 回答方法

電子メールにて回答する。

② 回答日

令和8年5月20日（水）

（3）注意事項

① 参加資格確認結果の通知にて本プロポーザルへの参加を認めた事業者からの質問のみ回答する。

② 質問に対する回答の内容は、当該実施要領及び企画提案書作成要領、その他資料における内容の追加又は修正とみなす。

9 企画提案書等の提出方法等

発注者より参加資格を認める通知を受け、プロポーザル審査を希望する事業者は、企画提案書等を提出すること。

（1）企画提案書等の提出期限及び提出先

① 提出期限 令和8年5月29日（金）（必着）

② 提出先 「13 本プロポーザルの事務局」に記載された場所へ持参又は郵送すること。なお、郵送過程における紛失、毀損、遅延等の事故については、市は一切の責任を負わない。

（2）提出書類及び部数

- | | | |
|---------|------------------|-----|
| ① 様式5 | （担当者実績・業務実施体制） | 11部 |
| ② 様式6 | （プロポーザル審査書類提出表紙） | 11部 |
| ③ 様式7～9 | （企画提案書） | 11部 |

- ④ 見積書 (様式任意) 1部

見積書については、下記を参考に詳細な内訳を明記すること。

- ①企画費
- ②講座の運営費(人件費・講師謝金・物品費)
- ③印刷費
- ④消耗品費
- ⑤デジタル経費(動画制作費等)
- ⑥その他必要となる経費(詳細に記載)

(3) 企画提案書の内容及び作成要領

提案内容、提案書の様式及び記入上の注意事項については、別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

10 審査方法等

審査委員会により、厳正かつ公平に審査を行う。

(1) 第一次審査(書類審査)

- ① 参加資格を認めた事業者のうち、企画提案書等を提出した事業者を対象に審査基準表に基づき企画内容の書類審査を行い、3者程度を選定する。
- ② 審査結果については、電子メールにて通知する。
- ③ 結果通知日は令和8年6月23日(火)を予定。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)

第一次審査において選定した事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を基本とする第二次審査を行う。第二次審査では第一次審査の採点結果も含めて総合的に審査する。

また、審査委員会委員より事前に質問事項がある場合、本プロポーザルの事務局より事前質問書を送付し、回答の提出を求めることとする。なお、当回答書については、契約付随書類として遵守されることとする。

- ① 実施日 令和8年6月30日(火)
- ② 内容 提案者による企画提案書等の説明(20分以内)と質疑応答(20分以内)を行う。
- ③ 説明者 3名以内(当該業務を担当する者が企画提案書等の説明を行うこと。)
- ④ 審査結果については、電子メールにて通知する。
- ⑤ 結果通知日は令和8年7月3日(金)を予定。

11 審査基準

評価分類及び配点については下記に掲げるとおりとする。

(1) 第一次審査(配点100点)

- ①業務実績及び実施体制(30点)
 - ・本業務と同種・類似業務の実績
 - ・業務実施体制

- ・配置予定者（責任者、担当者）の実績
- ②企画提案力（70点）

- ・業務計画の妥当性
- ・行動変容を起こすための企画
- ・人材育成について、集客方法や企画内容
- ・地域の現状、課題、特色等の活用
- ・講座等の情報発信

(2) 第二次審査（配点100点）

配点は、上記「(1) 第一次審査」の点数分を10分の7（最大70点）、ヒアリング審査分を30点とする。なお、ヒアリング審査については下記の観点から採点する。

- ・企画提案書の実現可能性
- ・コミュニケーション能力
- ・取組姿勢、熱意

上記の採点に基づき、最高点を取得した提案者を受託候補者として「優先交渉権者」に選定する。

なお、最高点が同点となった場合は、審査委員会委員（委員長を含む。）による投票で最も票を得た事業者を優先交渉権者として選定する。

12 その他

- (1) 本プロポーザルに要した費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の記載並びに企画提案書作成要領を遵守しない者は失格とする。
- (3) 審査委員会委員又はその関係者に接触を求めると、審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案しか行うことができない。
- (5) 業務実績等に記載した責任者等は、病床、死亡、退職等の極めて特別な理由を除き、変更することはできない。なお、変更後の責任者等は前任者と同等以上の能力を有することとする。
- (6) 参加者の提出する書類の著作権は、作成した応募者に帰属する。ただし、立川市情報公開条例に基づき、提出書類の全部又は一部を無償で使用する場合がある。なお、公開することで個人が識別され、法人などの正当な利益を害する恐れがあると市が判断する場合は、一部又は全部を公開しないものとする。
- (7) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、すべて市に帰属する。
- (8) 企画提案書その他の提出資料については返却しない。
- (9) 提出期限以降の参加申込書及び企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (10) 契約締結前に優先交渉権者が、辞退又は「3 参加資格条件」を満たさないこととなった場合は、第二次審査順位が次順位の者を最高点取得提案者として再度優

先交渉権者として選定する。

- (11) 審査結果については、立川市ホームページに公表する。
- (12) 本委託業務に係る仕様書は、別紙仕様書（案）及びこのプロポーザルにより提案された内容を前提に、発注者と優先交渉権者（次順位以降同様）が協議のうえで契約前に策定する。
- (13) 第二次審査の質疑応答の中で、受注者が回答した内容については、企画提案書等に含まれていない事項も含め契約条件に含めるものとする。
- (14) 本プロポーザルに際し、コンプライアンスの遵守に努めること。

13 本プロポーザルの事務局

立川市環境資源循環部環境政策課

所在地 〒190-8666 東京都立川市泉町 1156 番地の 9

T E L 042-523-2111 内線 2243

E-mail kankyouseisaku@city.tachikawa.lg.jp